

地籍工程管理士登録規則の一部改正・新旧対照表

下線部分は、改正箇所を示す。

項	改正(案)	現 行
第1 目的	<p>この規則は、公益社団法人全国国土調査協会（以下「全協」という。）会長が実施する地籍工程管理研修事業において、地籍工程管理研修を受講し、地籍工程管理士検定試験に合格した者の登録に関することを定め、その登録を行うことにより地籍調査事業工程管理及び検査業務に精通し、地籍主任調査員等の指導的立場となる専門技術者の活用の推進を図るとともに、同事業の適正かつ迅速な推進と発展に資することを目的とする。</p>	<p>この規則は、公益社団法人全国国土調査協会（以下「全協」という。）会長が実施する地籍工程管理研修事業において、地籍工程管理研修を受講し、地籍工程管理士検定試験に合格した者の登録に関することを定め、その登録を行うことにより地籍調査事業工程管理及び検査業務に精通した専門技術者の活用の推進を図るとともに、同事業の適正かつ迅速な推進と発展に資することを目的とする。</p>
第3 1(2)登録 手続 ア	<p>登録を受けようとする者は、別途定める登録料を入金し、登録申請書（別記様式1号）又はこれに準ずる様式により必要事項を提出するものとする。なお、全協指定口座への振込みの場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。</p>	<p>登録を受けようとする者は、登録申請書（別記様式1号）に別途定める登録料を添えて提出するものとする。ただし、全協指定口座への振込みの場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。</p>
第3 1(2)登録 手續 ウ	<p>登録簿に記載若しくは記録された者には、登録証（別記様式3号）を交付するものとする。この登録証の有効期間は、交付（証明）の日から3年後の最初の5月31日までとする。</p>	<p>登録簿に記載された者には、地籍主任調査員の登録の更新を含む登録証（別記様式3号）を交付するものとする。この登録証の有効期間は、交付（証明）の日から3年とする。</p>
第3 2登録事 項の変更 (1)	<p>地籍工程管理士は、住所、氏名、メールアドレス、生年月日、勤務先に関する登録事項等、1(2)アの登録事項に変更（修正、訂正、更正等を含む。以下同じ。）があった場合には、届出（別記様式4号又はこれに準ずる様式による必要事項）をするものとする。</p>	<p>地籍工程管理士は、住所若しくは氏名若しくは生年月日又は勤務先に関する登録事項（勤務先の郵便番号、所在地、名称及び電話番号。以下同じ。）に変更（修正、訂正、更正等を含む。以下同じ。）があった場合には、届出（別記様式4号）をするものとする。</p>
第3 2登録事 項の変更 (2)	<p>(1)の勤務先に関する登録事項について、変更があったにもかかわらず、地籍工程管理士が届出を行わない場合には、当該登録の勤務先の代表者は、作成後3か月以内の代表者の資格を証する登記事項の証明書を添付して、登録簿の記載若しくは記録の変更又は抹消の届出（別記様式4号又はこれに準ずる様式による必要事項）をできるものとする。</p>	<p>(1)の勤務先に関する登録事項について、変更があったにもかかわらず、地籍工程管理士が届出を行わない場合には、当該登録の勤務先の代表者は、作成後3か月以内の代表者の資格を証する登記事項の証明書を添付して、登録簿の記載若しくは記録の変更又は抹消の届出（別記様式4号）をできるものとする。</p>
第3 3登録の 更新 (1)	<p>登録証の有効期間の満了に伴い、登録の更新をしようとする者は、別途定める登録更新料を入金し、登録更新申請書（別記様式5号）又はこれに準ずる様式により申し出るものとする。なお、全協指定口座への振込の場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。</p>	<p>登録証の有効期間の満了に伴い、登録の更新をしようとする者は、登録更新申請書（別記様式5号）に別途定める登録更新料を添えて申し出るものとする。ただし、全協指定口座への振込の場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。</p>

第3 3登録の 更新 (2)	(1)の手続をした者は、全協が指定する方法による地籍工程管理士資格更新研修を受講し、これを終了しなければならない。	(新設)
第3 3登録の 更新 (3)	全協は、(1)の申出及び(2)の終了を確認したときは、審査の上、登録簿及び地籍主任調査員登録簿に、地籍工程管理士及び地籍主任調査員の登録の更新の旨を記載若しくは記録するとともに新たに登録証（別記様式3号）を交付する。この登録証の有効期間は、交付（証明）の日から3年後の最初の5月31日までとする。	(1)の申出があったときは、審査の上、登録簿及び地籍主任調査員登録簿に、地籍工程管理士及び地籍主任調査員の登録の更新の旨を記載するとともに新たに登録証（別記様式3号）を交付する。この登録証の有効期間は、交付（証明）の日から3年とする。
第3 4登録証 の再交付 (1)	登録証の交付を受けている者は、当該交付済みの登録証の有効期間内において、登録証を紛失若しくは破損又は汚損若しくは使用するに支障のある場合には、登録証の再交付を求めることができるものとする。この場合の申出は、別途定める再交付手数料を入金し、別記様式6号又はこれに準ずる様式により提出するものとする。なお、全協指定口座への振込の場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。	登録証の交付を受けている者は、当該交付済みの登録証の有効期間内において、登録証を紛失若しくは破損又は汚損若しくは使用するに支障のある場合には、登録証の再交付を求めることができるものとする。この場合の申出は、別途定める再交付手数料を添え、別記様式6号によるものとする。ただし、全協指定口座への振込の場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。
第3 5登録の 消除 (1)力	全協が登録簿に記載された者に3の手続を行いうよう促したにもかかわらず、本人から何らの応答もなく、又は所在不明である可能性があると判断してから、1年を経過したとき。	(新設)
第3 5登録の 消除 (2)	(1)工の申請は、別記様式7号又はこれに準ずる様式により提出するものとする。 なお、地籍主任調査員の登録を存置する場合において、当該交付済みの登録証の有効期間内であるときは、その有効期間と同じくする地籍主任調査員登録証を交付する。	(1)工の申請は、別記様式7号によるものとする。 なお、地籍主任調査員の登録を存置する場合において、当該交付済みの登録証の有効期間内であるときは、その有効期間と同じくする地籍主任調査員登録証を交付する。

附 則（令和2年11月17日2全国調第 号）

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付している登録証については、第3の1(2)ウ及び同3(3)の有効期間に規定を適用しない。